報 道 資 料

平成２７年１２月１８日
総務部税務課課税係
担当：箕輪、浅井
電話：0742-27-8853（ダイヤルイン）
内線２２３３

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について
（製造承認義務違反の罪）

奈良県は、平成２７年９月２８日に兵庫県から情報提供を受け、上記の犯則嫌疑事件について、同県と協力して調査を行ってまいりましたが、本日、地方税法違反（軽油引取税に係る製造承認義務違反）の嫌疑で、下記の者を神戸地方検察庁尼崎支部に告発しました。

１　犯則嫌疑法人　有限会社イワモトオイルフロー（取締役　岩本勝浩）
　　本店所在地　兵庫県尼崎市水堂町４丁目８番１０号
　犯則嫌疑者　岩本　勝浩（有限会社 イワモトオイルフロー 取締役　昭和５３年８月１１日生）
　　住　所　兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目２１番１４号
　　前川　京徳（有限会社 イワモトオイルフロー 営業担当　昭和４２年１１月２９日生）
　　住　所　大阪府交野市森南１丁目２７番１－２０３号
　　谷川　勇二（株式会社 三都商会 元代表取締役　昭和４０年９月１日生）
　　住　所　大阪府堺市北区北花田町４丁１０４番地６
　　前田　樹男（石油製品製造業　昭和５９年１０月１２日生）
　　住　所　奈良県御所市大字東松本１０３番地の１０－１０２号

２　犯則事実等の概要

有限会社イワモトオイルフローは、地方税法における軽油引取税において、元売業者又は特約業者以外のもので、兵庫県尼崎市水堂町４丁目８番１０号に本店事務所を置き、石油製品の販売等を業としており、犯則嫌疑者岩本勝浩は、当該法人の代表者として業務全般を統括しているものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し、犯則嫌疑者前川京徳、同谷川勇二及び同前田樹男と共謀の上、奈良県知事の製造等の承認を受けることなく、平成２４年１２月２０日頃から平成２６年２月２５日頃までの間、６５５回にわたり、前田が業務を統括する灯油から軽油識別剤クマリンを除去する施設である通称「小殿商店」敷地内において、谷川が代表を務めていた石油類の輸送業を営む株式会社三都商会のタンクローリー内で、軽油と灯油を混和して合計１２３０万リットルの混和軽油を製造した。

３　罪名及び適用法条等

罪　　名：地方税法（軽油引取税）違反
適用法条：地方税法第１４４条の３２第１項第１号（製造等の承認を受ける義務等）
　　地方税法第１４４条の３３第１項　　（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）
　　地方税法第１４４条の３３第６項第１号（両罰規定）
　　刑法第６０条（共同正犯）
罰　　則：製造承認義務違反
　　１０年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金又は併科
　　（法人に対しては３億円以下の罰金）

４　告発の事由

被告発人らは、１年以上の長期にわたって、奈良県知事の承認を受けることなく、軽油に灯油を混和して軽油を製造し、加えて、その発覚を免れるために軽油周辺油種に添加されている識別剤を除去した灯油を用いるなど、その行為は計画的であり、かつ極めて悪質な行為である。

かかる行為は、公正な市場競争をも阻害する重大な犯罪行為であることに加えて、納税秩序をも破壊する行為でもあり、これを法に照らして厳しく糾し、納税秩序の回復及び同様事案発生防止のため、告発するもの。

５　参考情報

①　事件の経緯

本件については、平成２５年１月に兵庫県に対する匿名の通報を端緒として兵庫県税務課が調査を始め、犯則嫌疑者らが奈良県御所市内のクマ抜き工場に頻繁に出入りしている状況を確認したことから、兵庫県警の協力を得て合同調査を開始したものです。

平成２６年２月２６日に兵庫県と兵庫県警合同で犯則嫌疑者の事務所、油槽所、関係先等１３箇所に対して強制調査を実施。

押収した資料等の分析を行うなかで、混和行為地が上記クマ抜き工場の敷地内であることが判明してきたことから、本年９月２８日に関係資料とともに本県に対して情報提供がなされたものです。

なお、犯則嫌疑者４名は、本年１１月１２日に逮捕されています。

②　地方税法の規定等

地方税法第１４４条の３２第１項において、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するときは、「製造を行う場所」の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないとされています。

本件については、兵庫県と兵庫県警合同で調査が行われていますが、混和行為地が奈良県であり、犯則嫌疑者らは奈良県知事の承認を受けなければならなかったにもかかわらず、これを受けずに混和行為を行っていたことから、情報提供がなされたものです。

なお、課税については、石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課すると規定されていることから、兵庫県で課税されます。
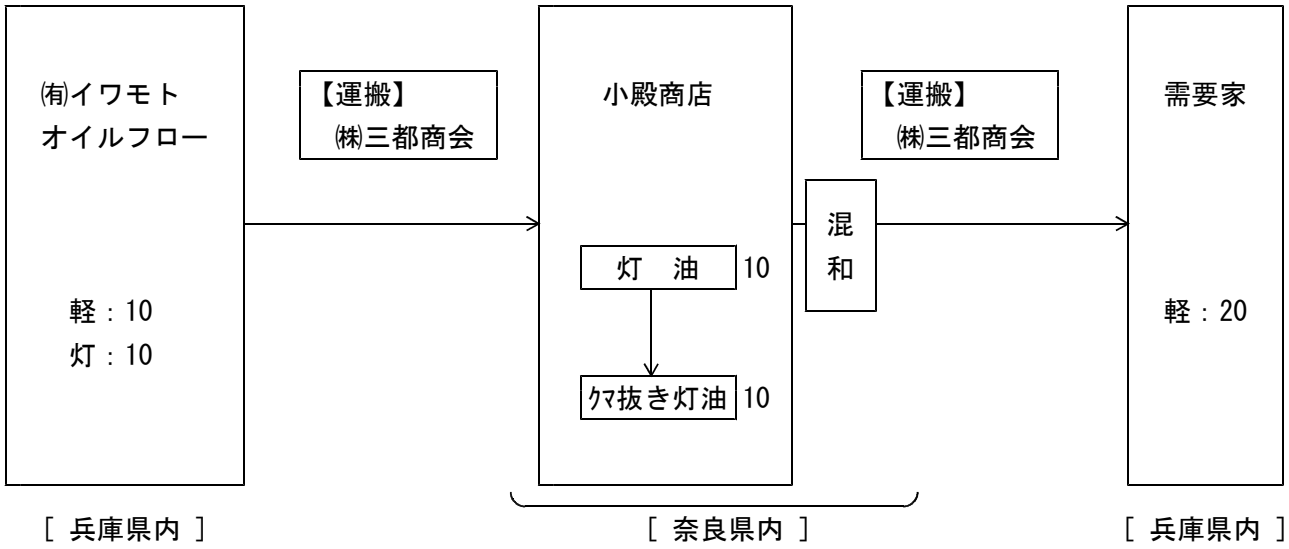
③　事案の概要